

○長万部町公害防止条例
昭和49年10月16日条例第26号
長万部町公害防止条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 公害の防止に関する施策（第7条—第12条）
- 第3章 公害の防止に関する規制（第13条—第32条）
- 第4章 公害対策審議会（第33条—第38条）
- 第5章 雑則（第39条・第40条）
- 第6章 罰則（第41条—第44条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、公害防止の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって町民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この条例は、町民ひとしく健康で文化的な生活を享受する権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本として自然環境及び生活環境の保全に努め町民のために健全かつ良好な環境を確保することを基本理念とする。

（定義）

第3条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含むものとする。

3 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設で、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を発生し、排出し、又は飛散させるもののうちその施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が公害の原因となるもので規則で定めるものをいう。

4 この条例において「規制基準」とは、特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等の量・濃度又は程度の許容限度をいう。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国、道又は町が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、公害の防止に関する法律又は条例に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

（町長の責務）

第5条 町長は、町民の健康で文化的な生活を確保する使命を達成するため、国及び道の行う施策にあわせ本町の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し及びこれを実施する責務を有する。

2 町長は、広域的な公害の防止をはかるため必要に応じ、他の地方公共団体とともに監視、調査及び研究し、その処理について施策を講ずるように努めなければならない。

（町民の責務）

第6条 町民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、町長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

（公害防止推進計画の作成及び実施）

第7条 町長は、公害防止推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずるものとする。

2 公害防止推進計画は、次の各号に掲げる事項について、定めるものとする。

- (1) 計画の目標
- (2) 土地の利用に関すること。
- (3) 公害の防止に関する施設の整備に関すること。
- (4) 公害の監視、測定等の体制の整備に関すること。
- (5) 公害の防止のために必要な規制の措置に関すること。
- (6) その他公害の防止のために必要な措置に関すること。

（知識の普及）

第8条 町長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めるものとする。

(公害に係る苦情等の処理)

第9条 町長は、公害に係る苦情があったときは速やかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するように努めるものとする。

(資金、助成等)

第10条 町長は、中小企業者等が行う公害防止のための施設の設置又は改善について必要な資金の貸付、あっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(公害防止協定の締結)

第11条 町長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、町長が前項の協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(自然環境の保護)

第12条 町長は、公害防止に関する施策と相まって、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めるものとする。

第3章 公害の防止に関する規制

(規制基準の設定)

第13条 町長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準を定めようとするときは、あらかじめ長万部町公害対策審議会の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(法による規制基準の特例)

第14条 町長は、自然的、社会的条件から判断して、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条第1項若しくは第3項、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項、及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第4条に定める規制基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとき認められるときは、法による規制基準にかえて適用すべき、法による規制基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める規制基準を別に条例で定めるものとする。

(規制基準の遵守)

第15条 特定施設を設置している者は、当該工場等から規制基準を超えて、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させてはならない。

(特定施設の設置等の届出)

第16条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び数量
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に前項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定により届け出をした者は、その届け出に係る第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。ただし、当該特定施設において、発生し、排出し、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度の増加を伴わない場合はこの限りでない。

4 第1項又は第2項の規定により届け出をした者は、その届け出に係る第1項第1号又は、第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第17条 町長は、特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該ばい煙を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法などを改善すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第18条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法、又はばい煙等の処理の方法などを改善すべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第19条 町長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者に対し特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 町長は、第16条第1項から第3項までの規定による届け出をしないで特定施設を使用している者があるときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(ばい煙等発生施設の管理等)

第20条 事業者は、工場等からばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設を適正に管理するとともに、その状況を常に監視しなければならない。

(事故時の措置)

第21条 事業者は、工場等において事故により公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのあるときは直ちに町長に通報するとともに応急の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置を講じたときは、その状況を速やかに町長に報告しなければならない。

(緩衝地帯等の設置)

第22条 工場等を設置する者は、その周囲に緩衝地帯又はへい、その他の設備を設けるなどにより、粉じん、騒音、悪臭などの防止に努めなければならない。

2 工場等を設置する者は、当該工場等の敷地内に緑地を確保するなど環境の整備に努めなければならない。

(産業廃棄物の処理義務)

第23条 工場等を設置する者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 工場等を設置する者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。

(土壌の汚染の防止)

第24条 ばい煙、粉じん又は汚水等であってカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場等から排出し、又は飛散させる者は、当該工場等から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壌の汚染を生じさせないようにしなければならない。

(地盤の沈下の防止)

第25条 工場等において動力を用いる設備を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するよう努めなければならない。

(畜舎の管理義務等)

第26条 畜舎を設置する者は、畜舎及びその附帯施設を整備するとともに、常に衛生的な管理を行い、汚物、汚水などの処理に当たっては水質の汚濁、悪臭などの公害を発生させないよう適切な措置を講じなければならない。

2 町長は、畜産を目的として設置する畜舎について公害を防止する限度において畜舎を設置する区域を制限することができる。

(農薬の使用及び処理)

第27条 農作物、森林及び農林産物を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用し、又は処理する者は、その使用基準及び処理方法を遵守しなければならない。

(燃焼不適物等の焼却禁止)

第28条 何人も住居が集合している地域において著しいばい煙、粉じん、有害ガス及び悪臭を発生おそれのある物を焼却し、又は屋外において大量の物の焼却をしてはならない。ただし、これらの物を焼却することがやむを得ないと町長が認めるときはこの限りでない。

(拡声機の使用の制限)

第29条 何人も、病院(診療所を含む。)又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であって規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

3 何人も、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(夜間の静穏保持)

第30条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)においてはみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 バー、キャバレー、喫茶店、料理店、映画館、ボーリング場その他これらに類する事業を営む者は、夜間において当該事業を営む場所において音響器音、楽器音、人声音などによる騒音を発生させることにより、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。

(駐車場等における静穏保持)

第31条 何人も駐車場、車庫、路上及び空地で夜間若しくは早朝(午前6時から午前7時までの間をいう。)において自動車のエンジンを始動させたまま放置するなどによって連続して騒音を発し付近の静穏を害してはならない。

(措置の勧告)

第32条 町長は、前9条の規定に違反する行為により住民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、その違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第4章 公害対策審議会

(審議会の設置等)

第33条 町の公害対策に関する事項を調査審議するため長万部町公害対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、公害対策に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、公害対策に関し、必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織)

第34条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第35条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員が互選する。

3 会長は審議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第37条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は会長の指名する委員をもって組織する。

(専門委員)

第38条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該事項の調査が終了したときは解任されるものとする。

第5章 雑則

(報告及び検査)

第39条 町長は、この条例の施行に必要な限度において工場等を設置している者に当該工場等の建物及び施設の構造並びに配置、ばい煙等の処理の方法、その他必要な事項について報告を求め、又は関係職員に工場等に立ち入り施設その他の物件を検査し、関係人にばい煙等の防止について指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任規定)

第40条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第6章 罰則

第41条 第18条又は第19条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第42条 第16条第1項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は5万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第2項又は第3項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(2) 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第4章の規定は昭和49年11月1日から施行する。

(昭和50年4月規則第3号で、同50年4月15日から施行)